

人権と平和教育

西尾 理

1. はじめに

西欧で発展してきた人権の概念は、第2次世界大戦後の現代国際法の展開のなかで、次第に普遍化し、それに伴ってその内容も大きな変化をとげてきた。1948年、世界人権宣言が採択され、人権概念は国家の枠を超えて広く世界に浸透していった。この宣言は、国連が積極的に推進して、人権の国際的基準を設けることを試みたことに意義がある。人権という概念は、すでに国家間関係の枠を超えた個人を問題としている。世界の諸民族の友好平和の精神を支える土台は、ひとりひとりの人権意識なのである。このように、人権が国内に留まらず、世界平和を考える際に国家の枠を超えて国際的な基準となっている。こうした潮流の中で、平和教育も人権との関わりの中で考え、実践していかない訳にはいかない。

2. ユネスコにおける平和教育の理念と人権

そもそも国際理解を、世界的な規模で推進してきたのは、第二次世界大戦後のユネスコであった。それは、第2次世界大戦への反省からであった。有名なユネスコ憲章前文は、次のように記されている。「戦争は人の心の中で生まれるものであるから、人の心の中に平和のとりでを築かなければならない。」—これは、国際理解が平和を希求することを目的としたものであることを示している。

1974年にユネスコは、「国際理解、国際協力及び国際平和のための教育並びに人権及び基本的自由についての教育に関する勧告」（いわゆる「国際教育勧告」）を採択した。この勧告の特徴のひとつは、自由、平等、人権、異文化理解など多様な課題を包括し、その中に平和教育を位置づけ、関連付けていることである。1994年には「平和・人権・民主主義のための教育に関する宣言」が出された。これは、1974年の「国際教育勧告」に沿って、平和と人権と民主主義及び持続可能な開発と平和の文化に貢献する責任を宣言したものである。そして、これを実行に移すために1995年には、「平和・人権・民主主義のための教育に関する総合的行動要綱」が採択された。この宣言と行動要綱は、平和教育に関して次のような特徴を持っている。それは、平和が、人権、民主主義と一体のものとして扱われていることである。

以上のように、ユネスコにおける平和教育の理念をたどっていくと、平和と人権・民主主義との関連が大きな意味合いを持ってきていることがわかる。

3. 平和概念と平和教育

海外では、平和教育の人権が位置づけられていることが多い。その理由のひとつは、ユネスコの理念と平和学の影響を受けているからであろう。特に大きな影響を与えてきたのが、ヨハン・ガルトゥングの平和概念である。ガルトゥングは、平和の概念を今までの単

に戦争のない状態（消極的平和）から、貧困、差別、抑圧、経済格差のない状態（積極的平和）にまで広げた。また、ガルトゥングは、暴力の概念を文化の枠までに広げ、平和を①すべての類の暴力の不在・減少、②紛争の非暴力的、創造的な転換と定義している。ガルトゥングにとって、暴力とは、単なる物理的暴力のみではなく、実現可能であったものと現実に生じた結果とのあいだのギャップ（「潜在的実現可能性」）を生じさせた原因と定義されるからである。この定義から構造的暴力の概念を引き出し、その3つの主要な形態を（政治的）「抑圧」、（経済的）「搾取」、（文化的）「疎外」とした。ここから平和とは、「人間の基本的な必要がすべて満たされた社会の状態」という結論に導かれる。そして、社会にひとたび紛争が生じた場合、上記のような暴力を使用せずに解決していくことが必要であり、そのための最善の形態となるのが「対話」であった（Galtung, 1996）。

しかしガルトゥングのこの概念は、暴力の範囲を広げ、またそれに対応する平和の概念を拡大しすぎたため、平和の内容が「拡散化」してしまっている。そのためこの概念を指標として、平和教育を実践すると大きな困難が生じる。極端なことを言えば、学校教育のすべての内容が平和教育であり、すべての内容が平和教育ではないということになってしまうだろう。平和教育に対応するためには、この「拡散化」した平和概念をどう整理して、実践していくかが課題となる。

4. 戦後日本の平和教育と人権

戦後日本の平和教育を推進してきたのは、日本教職員組合（以下、日教組と略）の全国教研と民間教育研究団体連絡協議会（以下、民教連と略）系が打ち出した平和教育である。これらの団体は、平和教育の具体的な3つの目標を掲げて、理論と実践を遂行してきた。それは、（1）戦争のもつ非人間性、残虐性を知らせ、戦争への怒りと憎しみの感情を育てるとともに、平和の尊さと生命の尊厳を理解させる（感性的認識）、（2）戦争の原因を追求し、戦争をひきおこす力とその本質を科学的に認識させる（科学的認識）、（3）戦争を防止し、平和を守り築く力とその展望を明らかにする（実践的認識）であった。

この3つの目標のうち、（2）の科学的認識とは、マルクスの歴史発展段階説にその基礎を置き、民衆と支配者という階級存在の考察とその相互間の関連（対立）の社会構成の認識という筋道をとるものである。これとレーニン等の帝国主義論を平和教育に当てはめた考え方を認識することが科学的認識となる。

ところが、戦後の国際情勢は、1968年のソ連によるチェコ軍事侵攻、1979年の中越戦争などの矛盾、最終的には社会主義諸国の崩壊によって、科学的認識という目標の再考を余儀なくされてしまった。そこで主張されるようになってきたのは、不戦条約などにみられる戦争の違法化の過程である。国際政治を戦争違法化にむけた歩みとして捉え、認識させることが目標とされたのである。平和教育の目標をマルクス主義の理論に依拠した狭い範囲での科学的認識ではなしに、国際法（国際人道法）・国連憲章を目標とした、もっと「普遍的」な「科学的認識」への捉え直しを始めているように考えられる。

一方、先述したように国際理解教育や開発教育、海外（特に米国）の平和教育においては、人権を指標とした平和教育の理論化及び実践が行なわれてきている。このように、戦後平和教育を推進してきた日教組の全国教研や民協連系の教育団体も国際人道法・国連憲章や人権に基づいた平和教育を模索している状態である。

5. 人権の平和教育への位置づけ

以上、グローバル化した世界で、平和を考える際に人権の重要性が増してきていること、平和教育の「拡散化」の課題が示された。こうした状況において、これからの平和教育は、人権の観点から考え、実践していくことが重要である。それは、以下の理由による。

星野昭吉（1994）は、ガルトゥングの消極的平和と積極的平和の整理とその関連性について、基本的人権の保障状態が平和であり、その保障の否定、欠如が「平和ならざる状態」としたいと述べている。その内容について、平和的生存（個人の尊厳を保障するひとつの人権の条件は、人類の物理的生存である）、経済発展（個人の尊厳を実現するほかの要件は、基本的な物質的ニーズの確実な供給である）、個人の自由（ほかの人権の要件は、政治的抑圧、さまざまなレベルでの差別からの個人の自由にはかならない）を挙げている。このように、星野は人権を観点とした平和概念の捉え直しを行なった。ここから平和教育も人権を観点とした平和教育の整理と捉えなおしを行なうことが可能となる。

では、平和教育の観点としての人権をどのように考えたら良いのだろうか。第1に、国際社会における人権であり、国家の枠を超えた人権の国際的な基準と考える。その基準から平和か平和でないかの判断を行なう。つまり、明確な人権侵害があれば、それは平和ではないということになる。

以上のような、人権の考え方を観点にして平和教育を整理したものが、表1である。このような人権の観点から平和教育を整理することの学校現場における利点は、第1に、基準が明確であるということ。第2に、従来の平和教育にあったようなイデオロギーや政治主義に囚われたり、逆に、意識的に避けたりする必要がなくなること。第3に、簡潔な整理が可能になったということで、平和教育の教材化とカリキュラムづくりが容易になるだろうということである。

このように、人権を観点とした平和教育は、今後の平和教育を考え、実践する際に重要な指標となりえるであろう。

表1 人権を観点とした平和教育の分類

①平和的生存権を目指す教育	戦争教育（反戦のための教育）、（核）軍縮教育 （直接的暴力の除去・消極的平和）
②平和のための自由権的生存権を目指す教育	政治的抑圧，差別，難民への解決を目指す教育 （直接的暴力の除去・消極的平和）
③平和のための社会権的生存権を目指す教育	南北問題の教育，環境教育 （構造的暴力の除去・積極的平和）
④平和のための国際連帯を目指す教育	国際理解のための教育 （国際的連帯による平和の追求・積極的平和）
⑤平和のための「寛容・他者への共感」を目指す教育	平和の文化（除く①～④） （心理的・文化的基準による平和の追求・積極的平和）

参考文献

- Betty. A. Reardon(1988) . *Educating for Global Responsibility Teacher-Designed Curricula for Peace Education, K-12*, Teachers College, Columbia University, New York and London
- Johan Galtung(1996), *PEACE BY PEACEFUL MEANS* Peace and Conflict, Development and Civilization SAGE
- 西尾理（2011）『学校における平和教育の思想と実践』学術出版会
- 星野昭吉（1994）『世界政治の変動と権力 アナーキー・国家・システム・秩序・安全保障・戦争・平和』同文館
- 押村高（2008）『国際正義の論理』講談社現代新書